

障害者である職員の任命に関する状況の通報に係る情報の公開について

田野町では障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 4 条の 16 の規定により、障害者の在職状況等を公開しております。公開内容については、以下の通りです。

① 障害のある人を対象とした職員採用試験の実施状況について

- ・町長部局 … 該当なし
- ・教育委員会部局 … 該当なし

※現状、町長部局並びに教育委員会部局において、障害者雇用義務数を達成しているため、障害者を対象とした採用試験及び雇用は行っておりません。

② 障害者雇用率の状況について

障害者雇用促進法では、地方公共団体において雇用する職員が 40 人以上（教育委員会部局は 42 人）の規模の任命権者は、職員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合に応じて障害者を雇用する義務があります。

本町では、町長部局並びに、教育委員会部局が対象となっております。

本町における、令和 2 年 6 月 1 日現在の雇用率は次のとおりとなっております。

[令和 2 年 6 月 1 日現在の雇用率]

該当部局名	法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用障害者数を達成 するために採用しなけれ ばならない障害者数
町長部局	49 人	1 人	2.04%	1 人
教育委員会部局	23.5 人	0 人	0 %	0 人